

沖繩県環境保全率先実行計画(第 3 期)
(沖繩県地球温暖化防止実行計画)

沖繩県

沖縄県環境方針

1 基本理念

私たちの郷土沖縄県は、亜熱帯海洋性気候の下、青い海、青い空、白い砂浜に囲まれた多くの島しょから構成されており、その島々にはヤンバルクイナ、イリオモテヤマネコ等の地域とは異なった多種多様な野生生物が生息・生育していますが、島しょ性のため脆弱な自然環境という特性を有しています。

このかけがえのない世界の宝である自然環境を保全及び創造し、将来の世代に引き継ぐことは私たちの責務です。

この責務を果たすため、私たちは、豊かな緑と美しい海を保全・創造するとともに、環境が有限であり、自らが環境に負荷を与えている存在であることを深く認識し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を創りあげていかなければなりません。

このような認識に立ち、環境の保全及び創造を重視し、豊かな自然環境に恵まれたやすらぎと潤いのある沖縄県を実現するために、「沖縄県環境基本計画」を策定し推進しています。

また、県の取り組みをより実効性のあるものとするため、次に掲げる基本方針に沿って環境目的・目標を定め、これを達成するための実施計画を確実に実行し、その結果について点検・評価を行うとともに、必要な見直しを行い、環境マネジメントシステムの継続的な改善を図っていきます。

2 基本方針

(1)「沖縄県環境基本計画」の基本目標に沿って、以下のような環境関連施策の推進に努めます。

- ア 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり 【 循 環 】
- イ 人と自然が共生する潤いのある地域づくり 【 共 生 】
- ウ 環境保全活動への積極的な参加 【 参 加 】
- エ 地球環境の保全に貢献する社会づくり 【 地球環境保全 】

(2)オフィス活動においては、「沖縄県環境保全率先実行計画」、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、省資源、省エネルギー、グリーン購入、廃棄物の減量化・リサイクルを図り環境負荷の低減に努めます。

(3)公共事業や一般事務事業において環境に負荷を与える活動については、環境配慮を推進し、環境への負荷の低減に努めます。

(4)環境関連法令等を遵守するとともに、環境汚染の予防及び継続的な環境保全に努めます。

3 環境方針の周知

この環境方針は、全職員に周知すると共に、広く一般に公開します。

平成 19 年 1 月 17 日
沖縄県知事 仲井眞 弘 多

目次

第1章	計画の基本方針	
1	趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象	1
4	環境配慮行動の四つの原則	2
5	計画の運用	2
第2章	目標と重点行動項目	
1	地球温暖化対策（温室効果ガスの排出削減）	3
2	グリーン購入	3
3	省資源	4
4	廃棄物の減量化、リサイクル	4
第3章	具体的な環境配慮行動	
1	地球温暖化対策（温室効果ガスの排出削減）の推進	5
2	グリーン購入の推進	6
3	省資源の推進	7
4	廃棄物の減量化、リサイクルの推進	8
5	その他の配慮事項	9
第4章	計画の推進と進行管理	
1	計画の決定等	12
2	計画の推進	12
3	計画の点検・公表	12
4	各機関の役割	13
	沖縄県環境保全率先実行計画推進組織図	15
	別表（第4章関係）	16
	環境基本計画推進会議設置要綱	17
	沖縄県環境保全率先実行計画に基づくエコリーダーの設置要領	19
	沖縄県グリーン購入基本方針	20
	資料編	21

第1章 計画の基本方針

1 趣旨

今日、私たちを取り巻く環境は、都市化の進展や生活様式の変化等に伴う都市・生活型公害の顕在化とともに、地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模での環境問題も深刻なものとなっている。

これらの複雑多様化した問題を解決するためには、技術的な対応だけでなく、県民、事業者及び行政の全ての主体が、日常生活や事業活動と環境とのかかわりを十分認識し、環境保全のための取組を積極的に進めていくことが不可欠である。

なかでも県は、行政機関であるとともに、一事業者・一消費者として、事務事業の執行や公的施設の整備等に際しては、自ら率先して環境への負荷の低減に努めなければならない責務がある。

また、県が環境へ配慮した行動を率先して実行することは、環境負荷の低減に大きく貢献するばかりでなく、市町村、県民、事業者等の自発的な環境保全行動につながるものである。

このことから、県の全機関が連携、協力して環境に配慮した事務事業を遂行するため、平成11年5月に「沖縄県環境保全率先実行計画」を策定し、平成13年2月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第21条第1項に基づく県の事務・事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画としても位置づけ、平成15年3月には「沖縄県環境保全率先実行計画(第2期)」を策定し、環境に配慮した事務事業に取り組んできたところである。

今回、第2期計画が平成18年度で終了することから、これまでの実績や社会情勢等を踏まえて計画を見直すこととし、新たな目標と職員一人一人が実践する具体的な取組を定めるものとする。

2 計画の期間

第3期計画の期間は平成19年度から平成22年度までの4年間とする。

- ・第1期 平成11年度～平成14年度
- ・第2期 平成15年度～平成18年度
- ・第3期 平成19年度～平成22年度

3 計画の対象

(1) 計画の対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める、

二酸化炭素(CO₂)

メタン(CH₄)

一酸化二窒素(N₂O)

ハイドロフルオロカーボン(HFC)

パーフルオロカーボン(PFC)

六フッ化硫黄（SF₆）

の6種類を対象とする。

ただし、PFC 及び SF₆ については、県自らの業務からは排出が想定されないので、当面、これらを除く4種類のガスを対象とする。

(2) 計画の対象とする機関

本計画の対象機関は、知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局（以下「全機関」という。）とする。

なお、庁舎に入居する各種団体や事業所、来庁者等に対しても必要な理解と協力を求める。

(3) 計画の対象とする事務・事業の範囲

県の全ての事務・事業を対象とする。ただし、温室効果ガスの排出量の算定にあたっては、公共事業やその他外部への委託により実施する事業は除くものとする。

4 環境配慮行動の四つの原則

次の四つの原則に基づいて環境配慮行動を実施する。

- (1) 地球温暖化対策（温室効果ガスの排出削減）の推進
- (2) グリーン購入の推進
- (3) 省資源の推進
- (4) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

5 計画の運用

(1) PDCA サイクル

計画の効果的な推進と継続的な改善を図るため、本庁舎においては沖縄県環境マネジメントシステムに基づく PDCA サイクルにより運用し、出先機関等においては同システムに準拠した運用を図る。

(2) 点検・公表

計画の効果的な推進を図るため、環境基本計画推進会議において進行管理を行うとともに、行動結果のとりまとめと点検を行い、その結果を公表する。

(3) 普及啓発

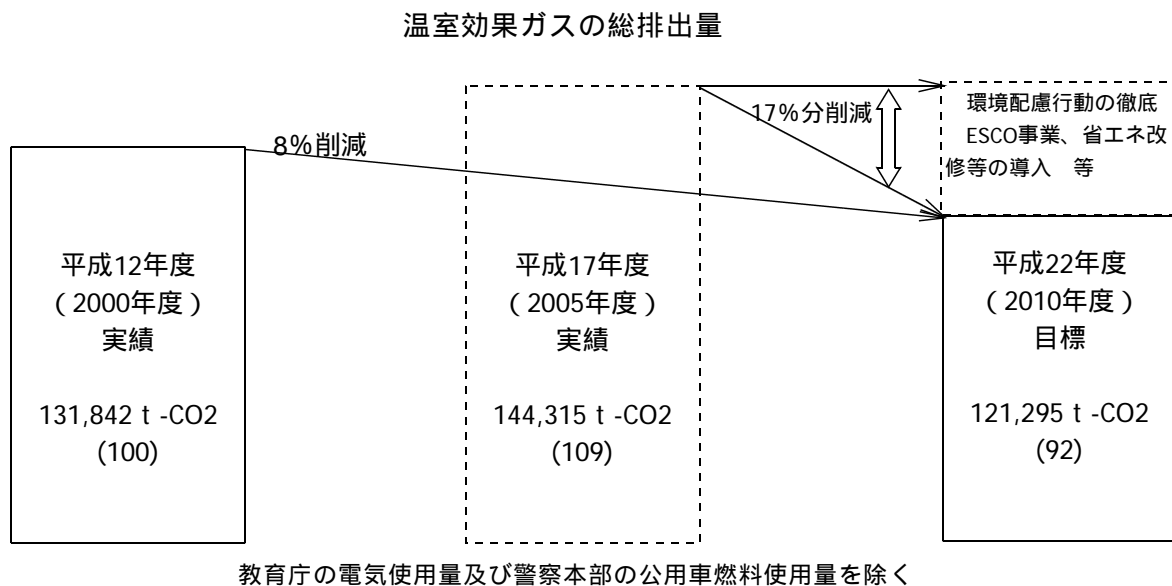
職員一人一人の行動が環境に配慮したものとなるよう必要な普及啓発を推進する。

第2章 目標と重点行動項目

1 地球温暖化対策（温室効果ガスの排出削減）

(1) 目標

県の事務・事業による温室効果ガスの総排出量を、平成22年度までに平成12年度比で8%削減する（教育庁の電気使用量及び警察本部の公用車燃料使用量を除く）。



下記の理由により、教育庁の電気使用量及び警察本部の公用車燃料使用量については、現状（平成17年度実績）を維持するものとする。

- ・警察車輛・・・職務の性質上、率先実行になじまないため。
- ・教育庁・・・学習環境向上のため、今後も多数の県立学校の冷房新設が見込まれているため。

(2) 重点行動項目

電気使用量の削減 燃料使用量（庁舎管理等に係るもの）の削減 燃料使用量（公用車、船舶等に係るもの）の削減 メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの発生の抑制	平成12年度比 8%削減（CO ₂ 換算合計）
---	---------------------------------------

2 グリーン購入

(1) 目標

「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、県の機関が実施する物品の調達に占める環境物

品の割合を 100 %とする。

(2) 重点行動項目

紙類、文具類、機器類、OA 機器、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明、自動車等、消化器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及び その他繊維製品の購入	環境物品調達率 100 %
--	---------------

3 省資源

(1) 目標

上水の使用量を、平成 22 年度までに平成 12 年度比で 10 %削減する。

紙類の使用量を、平成 22 年度までに平成 12 年度比で 30 %削減する。

(2) 重点行動項目

上水の使用量の削減 紙類の使用量の削減	平成 12 年度比 10 %削減 平成 12 年度比 30 %削減
------------------------	--------------------------------------

4 廃棄物の減量化、リサイクル

(1) 目標

廃棄物の排出量を、平成 22 年度までに平成 12 年度比で 35 %削減する。

廃棄物のリサイクル率を、平成 22 年度までに 40 %以上にする。

建設リサイクル法に基づき、県の実施する公共工事に伴う特定建設資材廃棄物の再資源化率を 95 %とする。

(2) 重点行動項目

廃棄物の排出量の削減	平成 12 年度比 35 %削減
廃棄物のリサイクル	リサイクル率 40 %以上
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の再資源化	再資源化率 95 %

第3章 具体的な環境配慮行動

1 地球温暖化対策（温室効果ガスの排出削減）の推進

(1) 省エネルギーに配慮した施設等の使用、管理

【空調関係】

- ・ 適温設定(冷房は28)や運転期間の設定等を行い、電力や燃料使用量の削減を図る。
- ・ 空調の稼働中は、吹き出し口には物を置かない。また、窓等を開放したままにしない。
- ・ 夏季における執務室での軽装(かりゆしウエア等)を励行する。

【照明関係】

- ・ 照明等は、こまめに消灯する。特に執務室において、早朝、夜間などの時間外に業務を行うときは、必要な箇所のみ点灯する。また昼休みの時間は一斉に消灯する。
- ・ 廊下、トイレ及び地下駐車場等の照明は、支障のない範囲で間引き消灯を行う。
- ・ 不要時・不用場所の消灯を徹底する。特に会議室、給湯室、休憩室、倉庫等の利用後の消灯徹底を図る。
- ・ 照明設備の更新時には、省エネ型のものを導入する。

【動力関係】

- ・ エレベータが複数台数ある場合の稼働は、時間外や閉庁日等時間帯による間引き運転を行う。
- ・ 庁舎での3、4階程度の昇降移動は、エレベータの使用を自粛し階段の利用に努める。

【OA機器、家電製品等関係】

- ・ 昼休みや時間外等、OA機器(コピー機、プリンター等)を使用しないときは、省エネモードにするか主電源又は予熱電源をこまめに切る。
- ・ 業務に支障のないかぎり、パソコンは省エネモードで使用する。
- ・ 家電製品等を長時間使用しない場合は、プラグを抜き、待機電力の節減を図る。

【エネルギー節約の一般的な対応】

- ・ 設備の更新にあたっては、ESCO事業の導入等により省エネ改修を図る。
- ・ OA機器など電気機器は集中管理の徹底により台数を削減する。
- ・ 出先機関は、積極的に省エネルギー診断を受診する。
- ・ 定時退庁、時間外勤務の縮減等、庁舎利用の省タイムに努める。

(2) 公用車燃料使用量の削減

- ・ エコドライブ(アイドリング・ストップ等)を実行する。

- ・ 公用車の相乗り運行等、効率的利用、管理を行う。
- ・ 出張の際の移動は、公共交通機関の利用に努める。
- ・ 近距離の移動は徒歩を励行する。
- ・ 公用車台数の抑制、見直し等利用合理化を図る。
- ・ 公用車の導入にあたっては、低公害車を導入することにより燃費の改善を図る。

2 グリーン購入の推進

(1) 紙類

- ・ 「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、コピー用紙については、古紙パルプ配合率 100% かつ白色度 70%以下の再生紙を購入するとともに、その他の紙類についても、再生紙類を購入する。また、トイレットペーパー等の衛生用紙は、古紙パルプ配合率 100%のものを購入する。
- ・ 外注する印刷物については、再生紙マーク、古紙パルプ配合率及び白色度を表示する。

(2) 文具類等

- ・ 文具類、機器類、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明、消化器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋及びその他繊維製品は、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品を購入する。
- ・ 事務用品等、カタログに環境配慮型製品のページが設けられている場合には、当該ページを積極的に活用してグリーン購入を推進する。
- ・ 物品の選定にあたっては、エコマークやグリーンマーク等環境ラベルの貼付された物品をはじめ、環境保全のための配慮を積極的に行っている物品を優先的に購入する。
- ・ 家電製品は「統一省エネラベル」をもとに、省エネ性能がすぐれているものを選定、購入する。
- ・ その他、詰替可能な製品やリサイクル可能な原材料の製品(回収、再生ルートが確立されているものを含む。レーザープリンタの詰替トナーカートリッジ、コピー機のリサイクルトナーカートリッジ等)を選定、購入する。

(3) OA 機器

- ・ OA 機器（コピー機、プリンター等）は、「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、再生紙（古紙パルプ配合率 100 %）が使用でき、両面コピー／印刷機能が付いた機器を導入、使用する。
- ・ その他の周辺機器も環境物品を導入、使用する。

(4) 公用車

- ・ 「沖縄県グリーン購入基本方針」に基づき、低公害車（電気自動車、ハイブリッド車、低排出ガス認定かつ低燃費車等）を率先導入する。

3 省資源の推進

(1) 水資源の節約

- ・ 蛇口の水流を小さくし、水を出しっぱなしにしない。
- ・ 節水コマや水圧調整により、上水使用量を抑制する。
- ・ 食器等を洗うときは、水を流したままにしないでため洗いをする。
- ・ 庁舎の改修や機器の取り替えにあたっては、水道蛇口への自動水洗の取り付けや節水型便器への切り替えを推進する。

(2) 紙類の使用の抑制

【コピー用紙、プリンター用紙】

- ・ 資料は両面コピーし、必要最小限の部数で作成する。
- ・ 片面印刷に使用した用紙やミスコピー用紙は、個人情報の漏洩に十分注意し、裏面を課内供覧用資料印刷や試し刷りとして再利用する。また、メモ用紙等へも利用する。
- ・ 資料のワンペーパー化(簡素な文書作成)や共有化による不要文書の削減を図る。
- ・ コピー機の縮小機能を利用し、コピー枚数を節約する。
- ・ ミスコピーの防止に努める。(使用前後に必ずクリアボタンを押す等)

【文書の電子化】

- ・ 文書管理システムの積極的活用により、起案・供覧・施行文書の電子化を図る。
- ・ 庁内 LAN、電子メール等を活用することで、情報(課内供覧文書など)のペーパーレス化を目指す。
- ・ 会議資料の枚数削減のため、プロジェクター等を活用する。

【紙製品】

- ・ 封筒類の使用自粛と再利用を行う。ただし、再利用の際には個人情報の漏洩に十分注意する。
- ・ 職員対象の会議等では封筒類を配布しない。
- ・ フラットファイル等は再使用する。

【印刷物】

- ・ 報告書、印刷物等は配布先を精査するとともに、CD-ROM などの電子媒体での配布やホームページへの掲載等の方法により、発行部数を必要最小限とする。

(3) その他

- ・ 購入した文具類、OA 機器、公用車その他の物品は耐用年数を考慮し、できるだけ修繕等を加えながら大切に長く使用する。
- ・ 備品等の効率的利用を図るため、事務不要品は関係機関相互での所管替えを促進する。
- ・ 備品は、修理や部品交換が容易なもの及び保守点検サービスの期間が長いものを購入する。
- ・ 物品の購入にあたっては必要最小限の適正量を計画的に購入する。

4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進

(1) 環境負荷の少ない物品の購入

- ・ 物品発注時に簡易包装若しくは包装無しを指示する。
- ・ 使い捨て容器の物品等の購入を自粛する。
- ・ 過剰包装製品は購入しない。
- ・ 詰替可能な製品等を選択、購入する。
- ・ 物品の購入にあたっては必要最小限の適正量を計画的に購入する。

(2) 廃棄物の発生抑制

- ・ 買い物際にはマイバッグを使用し、紙袋、レジ袋の使用を自粛する。
- ・ コピー機やプリンタのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。
- ・ 物品等は、リース又はレンタル契約による効率的利用を促進する。
- ・ 遊休備品は、庁内 LAN の活用等により幅広く周知し、有効に利用する。
- ・ シュレッダーは、秘密文書等に限定して使用する。
- ・ 物品購入の際、不要な包装箱等は納入業者に引き取らせる。
- ・ 牛乳等の空きビン、缶は、配達業者に回収させる。
- ・ 庁舎管理者の指示に従い、リサイクルシステムの確立に努める。

(3) 廃棄物の分別排出の徹底

- ・ ごみを排出する場合は、所在市町村の定めるごみ分別方法に基づき、適切に分別する。
- ・ 再資源化が可能なビン、缶、ペットボトル等は、分別しリサイクル業者に回収させ、再資源化を図る。
- ・ 紙類を廃棄する場合は、可能な限りかますに分別し再資源化を図る。

(4) 建設資材廃棄物の再資源化

- ・ 施設等の解体に伴うコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び木くず等建設発生木材は再資源化を徹底する。
- ・ 沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、沖縄県認定リサイクル資材の利用を促進することで、循環型社会の構築に貢献する。

(5) 有害化学物質の適正な処理(試験検査機関)

- ・ 検査等で使用する有害化学物質の排出を抑制する。
- ・ 有害化学物質の廃棄については、無害化、安定化等適正処理を徹底する。
- ・ これらを委託処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、適正に処理する。

(6) 感染性廃棄物の適正な処理

- ・ 医療廃棄物は、感染性廃棄物と非感染性廃棄物の分別を徹底し、適正に処理する。
- ・ これらを委託処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、適正に処理する。

(7) 公用車の適正な処理

- ・ 公用車を廃棄する際には、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき適正に処理する。

5 その他の配慮事項

(1) 施設の設計、管理等における環境への配慮

周辺環境に配慮した施設等の計画、設計

- ・ 施設等の配置、規模等は、周辺環境の保全に配慮した計画、設計を行う。

ESCO 事業等の省エネ改修の実施

- ・ 設備の改修にあたっては、ESCO 事業やその他省エネ改修を実施し、効果的な施設の省エネルギーを図る。

環境負荷の低減に配慮した施設等の構造

- ・ 環境負荷の低減に配慮し、断熱性能を向上させた施設等の構造とする。
- ・ 自然採光を効率的に取り入れた施設等の構造とする。
- ・ 騒音・振動の発生源となる設備・機器を設置する部屋は、それぞれの影響低減に配慮した構造とする。
- ・ 雨水、地下水等の有効利用に配慮した構造とする。

省資源化に配慮した土木・建築資材

- ・ 土木・建築資材は、環境負荷の少ない再生資材の使用に努める。

環境負荷の低減に配慮した設備の採用

【電気・熱エネルギー】

- ・ 照明設備等は、省エネ型の照明設備を導入する。
- ・ 太陽光発電システム等の自然エネルギー設備やコジェネレーションシステム等の省エネルギー型の設備の導入を促進する。
- ・ その他、省エネルギー型設備を積極的に導入する。

【水資源】

- ・ トイレ等には、雨水利用システムや再生水利用システムの検討、導入に努める。
- ・ 雨水地下浸透ますや透水性舗装の採用、設置に努める。

大気汚染物質排出量の削減

- ・ ボイラーのバーナー等の更新においては、低 NOx バーナーの選択とともに良質燃料(灯油、

LPG 等)への切り替えに努める。

- ・ ボイラー等の燃料使用量の抑制に努める。

環境美化

- ・ 周辺の自然環境や景観との調和を目指し、敷地内外の環境美化に努める。
- ・ 屋上、壁面及び室内の緑化に努める。

周辺環境に配慮した工事の施工

- ・ 工事、施工に伴う粉じん、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の公害の未然防止を図る。

(2) イベントにおける環境への配慮

イベントの実施にあたっては、沖縄県エコイベントマニュアルの趣旨に沿って取り組むこととする。

自然環境への配慮

- ・ 会場設営などで環境に負荷をかけず、自然と調和したイベントを開催する。

ごみ減量とリサイクル

- ・ ごみの発生抑制に努め、やむを得ず発生した場合は適正処理を行う。

交通手段の工夫

- ・ 公共交通機関の利用促進などにより、交通による環境負荷を低減する。

省資源・省エネルギー

- ・ 資源やエネルギーの使用抑制に努め、資源やエネルギーを有効に活用する。

参加者への環境意識啓発

- ・ 環境配慮の取組を積極的にアピールし、参加者の意識啓発を図る。

運営体制の整備

- ・ 計画から終了までエコイベントを徹底できるよう運営体制を整える。

(3) 連携、協力

関係事業者への協力依頼等

- ・ 庁内で物品等を販売する業者は、簡易包装とし、使い捨て容器やリサイクル容器は回収に努める。
- ・ 自動販売機については、省エネ型とするよう協力を求める。
- ・ 業務委託報告書や各種届出用紙等は、再生紙の使用と両面印刷への協力を求める。また、古紙配合率(再生紙使用マーク)や白色度の表示についても協力を求める。
- ・ 事業者等の名刺についても、再生紙の使用を呼びかけるとともに、不必要な配布(単なるあいさつ廻りなど)をしないよう協力を求める。
- ・ 庁舎構内では、車両のアイドリングストップについて協力を求める。
- ・ その他、本計画の取組について周知を図る。

職員個人

- ・ 家庭においても、環境に配慮した生活に努める。

- ・ 名刺は、再生紙を使用し、その旨を表示する。また、廃ポスター等を利用した名刺の普及に努める。
- ・ 買い物際にはマイバッグを使用し、紙袋、レジ袋の使用を自粛する。
- ・ ノーマイカー・デー(毎月1日、20日)には、徒歩や公共交通機関の利用に努める。
- ・ 地域における環境保全活動に参画するとともに、本計画による取組状況を普及啓発する。

来庁者への協力依頼等

- ・ 会議等での自家用車の使用自粛を呼びかける。
- ・ 庁舎内の照明、室温調整、廃棄物の分別回収、再生紙トイレットペーパーの使用、階段の利用等への理解と協力を求める。
- ・ その他、本計画の取組について周知を図る。

第4章 計画の推進と進行管理

1 計画の決定等 (Plan / Action)

(1) 計画の決定

計画は、「環境基本計画推進会議」における協議を経て、知事が定める。

(2) 計画の見直し

計画の継続的な改善を進めるために行動目標等を見直す場合は、(1)と同様の手続きにより行う。

2 計画の推進 (Do)

(1) 推進体制の整備

知事は、全機関の長と職員に対し、本計画に基づく環境配慮の取組を推進することを指示する。

全機関の長は、年度当初に職場ごとに「環境保全率先実行責任者(以下「エコリーダー」という。本庁班長級)」を指名し、各職場での環境配慮の取組の着実な推進を図る。

(2) 職員への普及啓発

全機関の長は、エコリーダーを通して、所属職員が環境配慮の取組を推進するよう普及啓発を図る。

本計画事務局(環境政策課)は、各職場での環境配慮行動等を促進するため、環境保全に関する情報の提供、研修の実施、その他の必要な措置を講じる。

(3) 自主的な環境配慮行動の推進

計画に定める環境配慮行動項目等のほか、職員等の工夫による自主的、積極的な環境配慮の取組を推進する。

3 計画の点検・公表 (Check)

(1) 環境配慮の取組の実績調査

本計画事務局は、全機関を対象に環境配慮の取組状況について、定期的に調査する。

(2) 点検・評価

(1)の調査結果は、環境基本計画推進会議幹事会で点検、評価を行い、実績報告書を作成する。

(3) 公表

(2)の実績報告書は、環境基本計画推進会議における確認を経て知事に報告する。知事報告後は実績（温室効果ガスの総排出量を含む）を公表する。

4 各機関の役割

(1) 各部局等の主管課（別表：率先実行計画対象機関等）

各部局各課及び出先機関のエネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績をとりまとめ、事務局へ報告する。

その他、計画の推進に協力する。

(2) エコリーダー

各課等適切な単位でエコリーダーを設置し、各所属における取組を推進するとともに、その進行管理を行う。

各職場におけるエネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績をとりまとめ、各部局主管課に報告する。

職員の意識啓発を推進する。

その他、計画の推進に協力する。

(3) 物品等の集中調達機関（物品管理課）

年契物品単価表（環境保全製品リスト）を作成し、各機関へ周知する。

不用備品や物品のリサイクルシステムを確立し、効率的な活用を図る。

(4) 庁舎等の管理機関（管財課、各施設所管課）

空調、照明、エレベーター、給水(湯)、下水処理及び施設内の緑化等の管理は、本計画その他に基づき適切に行う。

省エネ機器を積極的に導入する。

業者が設置する自動販売機等の機器については、省エネ型機器の設置を求める。

廃棄物の減量化とリサイクルを推進するため、ごみ分別を徹底するなど効果的な手段を講じる。

排出された廃棄物の適正処理と管理を行う。

庁舎等での廃棄物の排出量、再資源化量及び処分量等の実績を重量、種類ごとにとりまとめ、事務局へ報告する。

(5) 情報システムの管理機関（情報政策課）

省エネ型のパソコンや周辺機器の導入を推進する。

用紙の使用削減を目指し、庁内 LAN 等の利用による行政情報システムの整備を進める。

(6) 職員の服務及び研修を所管する機関（人事課）

率先実行計画に関する研修を自治研修所のカリキュラムに導入する。

定時退庁、時間外勤務の縮減を促進する。

(7) 公共工事の環境対策及び県有建築物の企画、設計を所管する機関

庁舎等建築に伴う副産物の再資源化に努め、その実績（再資源化率等）をとりまとめ、事務局へ報告する。

施設等の設計にあたっては省エネ型の構造とし、自然エネルギーなどの活用に努める。またその他の設備についても環境に配慮した製品を導入する。

「実施設計単価表」に再利用製品を掲載し、再利用製品の利用を促進する。

公共施設の維持管理にあたっては、ESCO 事業等により省エネ型設備を積極的に導入し、地球温暖化防止対策を図る。

(8) 県予算を総括する機関（財政課）

当初予算見積もり基準の策定にあたっては、低公害車等の環境物品の購入を前提とした基準の策定に努める。

(9) 事務局（環境政策課）

本計画に係る事務を処理する。

全機関、全職員に対し、本計画の周知を図る。

「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、各機関へ周知する。

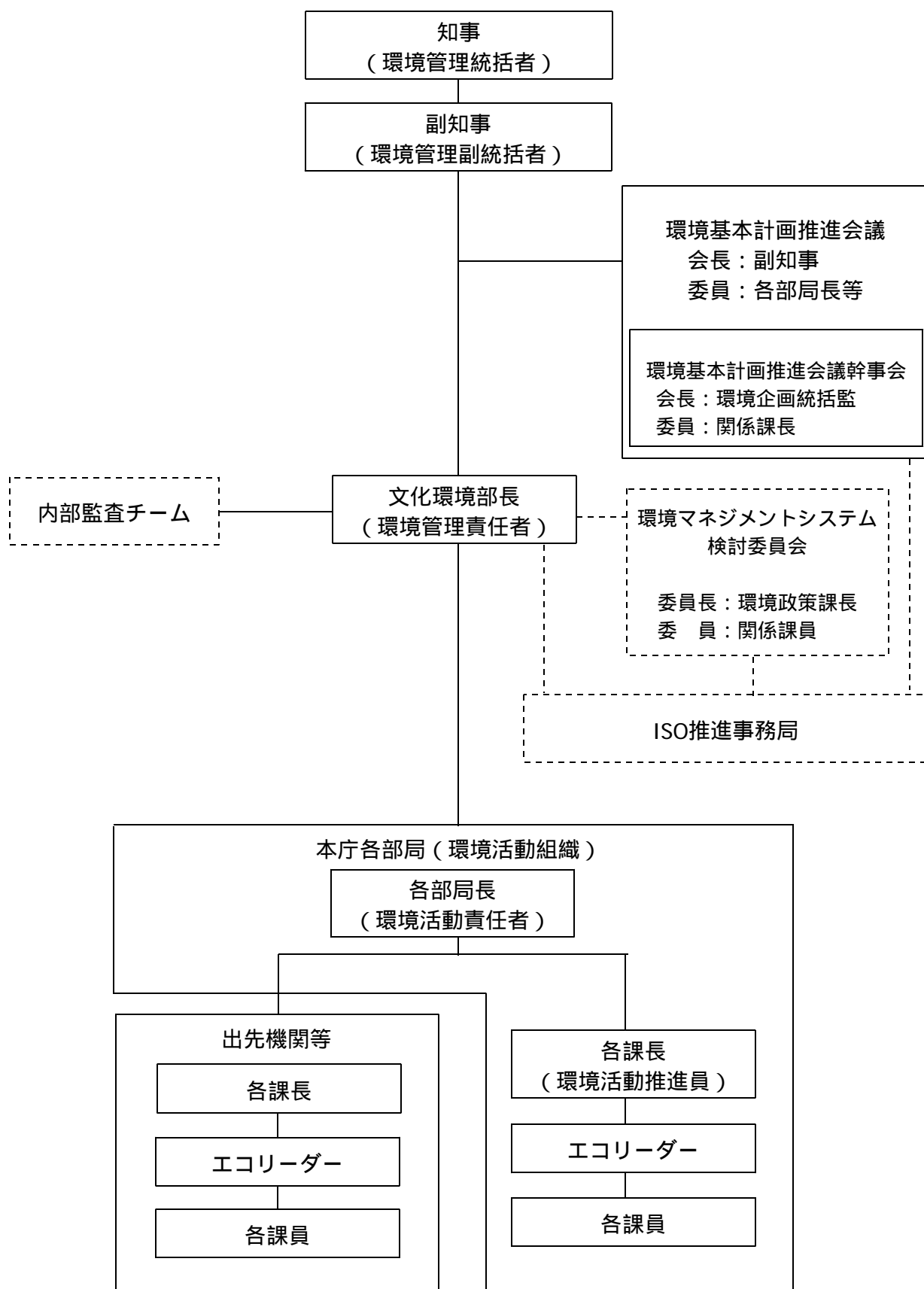
年契物品については、環境物品の購入目標を定めその達成に努める。

環境物品の購入率等の実績をとりまとめる。

実績調査により各部局のエネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績等をとりまとめる。

環境基本計画推進会議及び環境基本計画推進会議幹事会による点検・評価・確認を経て実績報告書を作成し、公表する。

沖縄県環境保全率先実行計画推進組織図



点線及び括弧書きは、沖縄県環境マネジメントシステム(ISO14001)上の組織を意味する。

別表（第4章4関係）

率先実行計画対象機関等

部局等名	主管課（とりまとめ課）	対象機関等
知事公室	秘書課	各課、出先機関
総務部	総務私学課	各課、出先機関
北部合同庁舎	名護県税事務所	各課
南部合同庁舎	那覇県税事務所	各課
企画部	企画調整課	各課、出先機関
宮古支庁	総務・観光振興課	各課、出先機関
八重山支庁	総務・観光振興課	各課、出先機関
文化環境部	文化振興課	各課、出先機関
福祉保健部	福祉保健企画課	各課、出先機関
農林水産部	農林水産企画課	各課、出先機関
観光商工部	産業政策課	各課、出先機関
土木建築部	土木企画課	各課、出先機関
出納事務局	物品管理課	各課
企業局	総務課	各課、出先機関
病院事業局	県立病院課	各課、各病院
県議会	総務課	各課
教育庁	総務課	各課、出先機関、教育機関
警察本部	会計課	各課、各警察署、警察学校
監査委員事務局	監査課	各課
人事委員会事務局	総務課	各課
労働委員会事務局	調整審査課	各課

環境基本計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 沖縄県の全機関が事務事業を執行する際、環境へ配慮した取り組みを率先して実行するため、環境基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境保全率先実行計画（以下「率先計画」という。）及び環境物品等の調達推進を図るための基本的事項の検討に関すること。
- (2) 環境基本計画、沖縄県環境マネジメントシステム（ISO14001）、環境物品等の調達及び率先計画の進行管理に関すること。
- (3) その他環境基本計画、沖縄県環境マネジメントシステム（ISO14001）、環境物品等の調達及び率先計画に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び構成員をもって組織する。

2 会長は副知事（文化環境部担当）をもって充てる。

3 副会長は文化環境部長をもって充てる。

4 委員は、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）に定める本庁機関の部長、知事公室長、宮古支庁長、八重山支庁長、出納事務局長、企業局長、病院事業局長、県議会事務局長、教育長、警察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び労働委員会事務局長をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長不在のとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 推進会議は、会長が必要と認めるときに招集し主宰する。

2 会長は、必要に応じて関係職員に推進会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置くものとする。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び構成員をもって組織する。

3 幹事会は、推進会議を補佐し推進会議に付議すべき事案について協議、調整する。

4 幹事長は、文化環境部環境企画統括監をもって充て、副幹事長は環境政策課長をもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が必要と認めるときに招集し主宰する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

7 構成員は、第3条第4項で規定する各委員が所管する機関の総括課の長等(別表)で構成する。

8 幹事長は必要に応じて、関係職員に幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、文化環境部環境政策課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 11 年 5 月 14 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 5 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 10 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 8 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 8 月 11 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 1 月 17 日から施行する。

別表 第 5 条第 7 項関係 (幹事会の構成)

幹事長	文化環境部環境企画統括監	
副幹事長	環境政策課長	
各会員	知事公室	秘書課長
	総務部	総務私学課長、財政課長、人事課長、管財課長、行政改革推進課長
	企画部	企画調整課長、情報政策課長、宮古支庁総務・観光振興課長、八重山支庁総務・観光振興課長
	文化環境部	文化振興課長、環境保全課長、環境整備課長、自然保護課長
	福祉保健部	福祉保健企画課長
	農林水産部	農林水産企画課長
	観光商工部	産業政策課長
	土木建築部	土木企画課長
	出納事務局	物品管理課長
	企業局	総務課長
	病院事業局	県立病院課長
	県議会事務局	総務課長
	教育庁	総務課長
	警察本部	会計課長
	監査委員事務局	監査課長
人事委員会事務局	総務課長	
労働委員会事務局	調整審査課長	

沖縄県環境保全率先実行計画に基づくエコリーダーの設置要領

(設置)

第1条 沖縄県環境保全率先実行計画(以下「率先計画」という。)に基づく具体的な取り組みを推進するため、各課に環境保全率先実行責任者(以下「エコリーダー」という。)を設置する。

(定義)

第2条 エコリーダーとは、各課等の職場において、率先計画に基づく環境配慮の取り組みのリーダー的役割を担い、所属長が指名する班長級(1名)の者をいう。

(所掌事務)

第3条 エコリーダーの所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各職場における環境配慮行動の推進と点検・評価・報告を行う。
- (2) 用紙類、エネルギー使用量、環境物品の購入率等の実績調査・報告を行う。
- (3) 職員の意識啓発を推進する。
- (4) その他率先計画に関する事項とする。

(報告)

第4条 エコリーダーは、事務局の定める様式に基づき、毎月5日までに前月の点検・評価及び実績調査を行い、その結果については各部局主管課の求めに応じて報告する。

(庶務)

第5条 エコリーダーに関する庶務の総括は、環境政策課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、エコリーダーに関し必要な事項は、環境政策課長が別に定める。

附則

- この要領は、平成11年6月15日から施行する。
- この要領は、平成13年5月30日から施行する。
- この要領は、平成13年10月26日から施行する。
- この要領は、平成15年2月13日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年1月17日から施行する。

沖縄県グリーン購入基本方針

1 目的

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」第 10 条に規定する環境負荷の低減に資する物品又は役務（以下「環境物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を策定するにあたって、本県における環境物品等の調達に係る基本方針（沖縄県グリーン購入基本方針）を定める。

2 対象範囲

知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、教育庁、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局及び労働委員会事務局とする。

3 基本的な考え方

- (1) 県が、環境物品等の優先的な調達に率先して取り組むことにより、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与し、地域経済における環境物品等への需要の転換を促して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目指すものとする。
- (2) 物品等の調達に当たっては、まず調達の必要性和適正な調達数量について十分検討し、従来考慮されてきた価格や品質に加え、環境保全の観点から次のような環境負荷の低減に配慮した物品等を調達することとする。
 - 環境汚染物質の使用や放出が削減されていること。
 - 省資源や省エネルギー設計となっていること。
 - 長期間の使用や部品等の再使用が可能であること。
 - 有効な再生利用が可能であること。
 - 廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされていること。
- (3) 公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、環境負荷の少ない資材、建設機械若しくは工法を使用し、又は目的物を構築する公共工事の調達を推進することとする。

4 推進方法

- (1) 特定調達品目及び調達目標
文化環境部長は、この方針に則して重点的に調達を推進する環境物品等（以下、「特定調達品目」という。）の種類及び調達目標等を定めた「沖縄県グリーン購入調達方針」（以下、「調達方針」という。）を毎年度作成するものとする。
- (2) 各機関におけるグリーン購入調達の実施
各機関は、調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行う。
- (3) 調達実績の取りまとめ、点検、公表
毎年度の特定調達品目に係る調達実績の取りまとめ等については、「沖縄県環境保全率先実行計画」の定めるところによる。

附 則

この方針は、平成 19 年 1 月 17 日から施行する。

資料編

資料編目次

第1章 沖縄県環境保全率先実行計画の取組実績

はじめに	22
1 温室効果ガスの排出量について	23
2 グリーン購入について	27
3 省資源について	28
4 廃棄物の減量化、リサイクルについて	28
5 今後の課題等（第3期計画の策定に向けて）	

第2章 沖縄県環境保全率先実行計画(第3期)に掲げる「温室効果ガス排出量の削減目標」の達成シナリオ

1 温室効果ガス排出量の推移と目標値	31
2 現状（平成17年度）から見た目標達成の手段	31

資料編第 1 章 沖縄県環境保全率先実行計画の取組実績

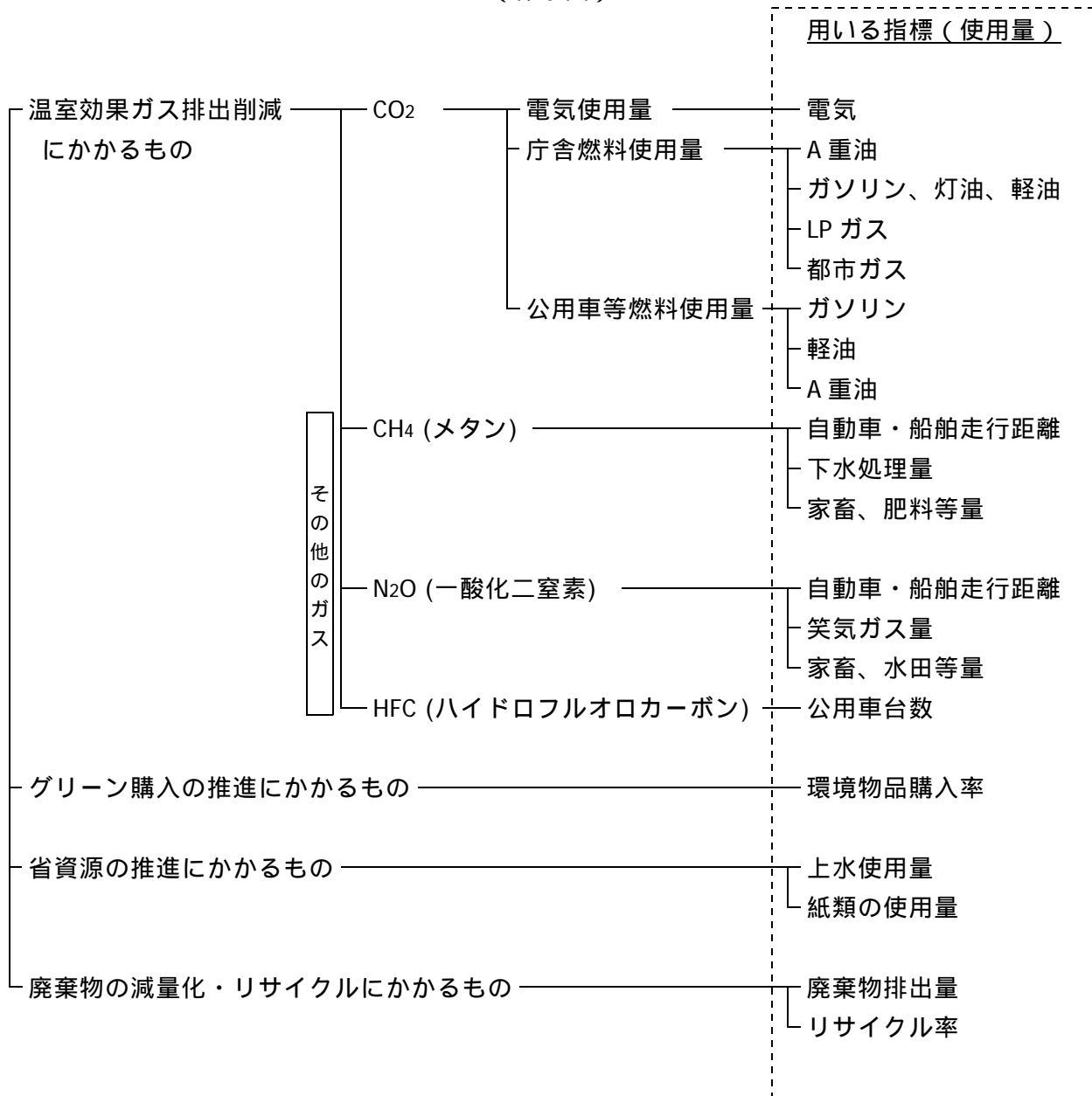
はじめに

沖縄県環境保全率先実行計画の取組実績について分析した。

分析にあたっては、取組を下図のとおり分類し、それぞれの指標を用いた。

温室効果ガス排出削減にかかるものについては原則として CO₂ 換算値を用いた。

(体系図)



1 温室効果ガスの排出量について

(1) 全体概要

平成 12 年度を基準年度とし、平成 17 年度までの温室効果ガスの排出量を時系列で分析した。

全体の温室効果ガスの排出量の推移を時系列で示した（図 1-1-1）。平成 15 年度まで増加していたが、平成 16 年度、平成 17 年度と横ばいとなった。

排出要因別にみると（図 1-1-2 及び表 1-1-3）全体の増加量 22,213 t-CO₂ のうち、電気で 21,473 t-CO₂ の増、庁舎管理用の燃料使用で 4,907 t-CO₂ の増となっており、増加要因は庁舎管理に伴うものであることがわかった。

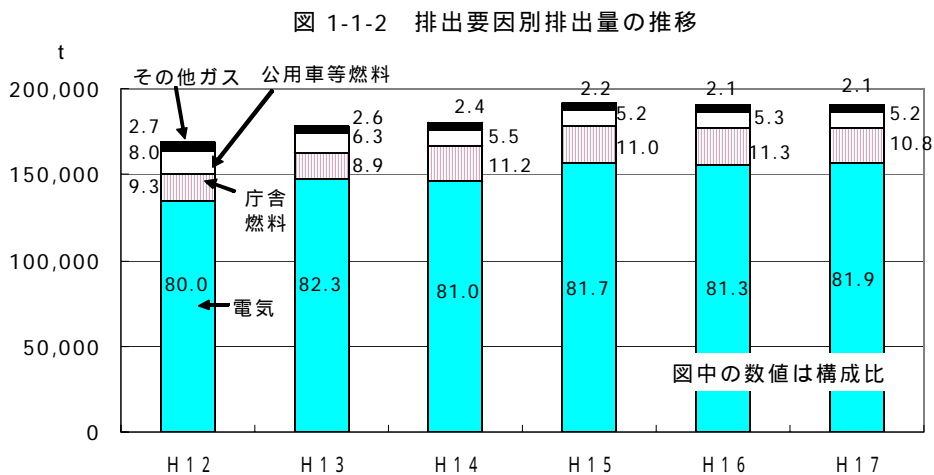
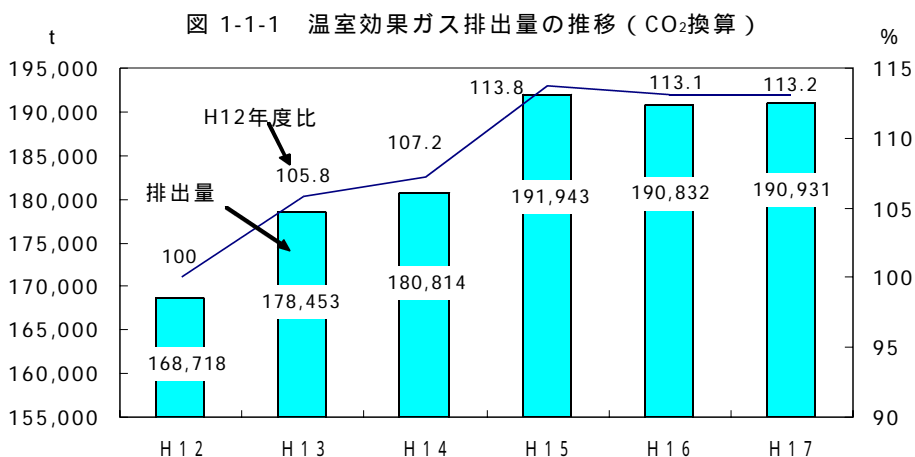


表 1-1-3 排出要因別・温室効果ガス排出量の推移

単位：t-CO₂

	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 12比増減
電気	134,942	146,828	146,404	156,823	155,085	156,415	+21,473
庁舎燃料	15,657	15,847	20,164	21,035	21,648	20,564	+4,907
公用車等燃料	13,484	11,225	9,924	9,917	10,185	10,011	-3,473
その他ガス	4,634	4,554	4,322	4,168	3,914	3,940	-694
計	168,718	178,453	180,814	191,943	190,832	190,931	+22,213

(2) 電気使用量 (21,473 t-CO₂ 増)

電気使用に伴う CO₂ の排出量の算定においては、CO₂ 排出原単位が毎年変動するため、使用量の増減にかかわらず CO₂ 排出量の上下がありうる。そこで、ここでは実際に使用した電気使用量 (kWh) の推移をもとに増加要因を分析する。

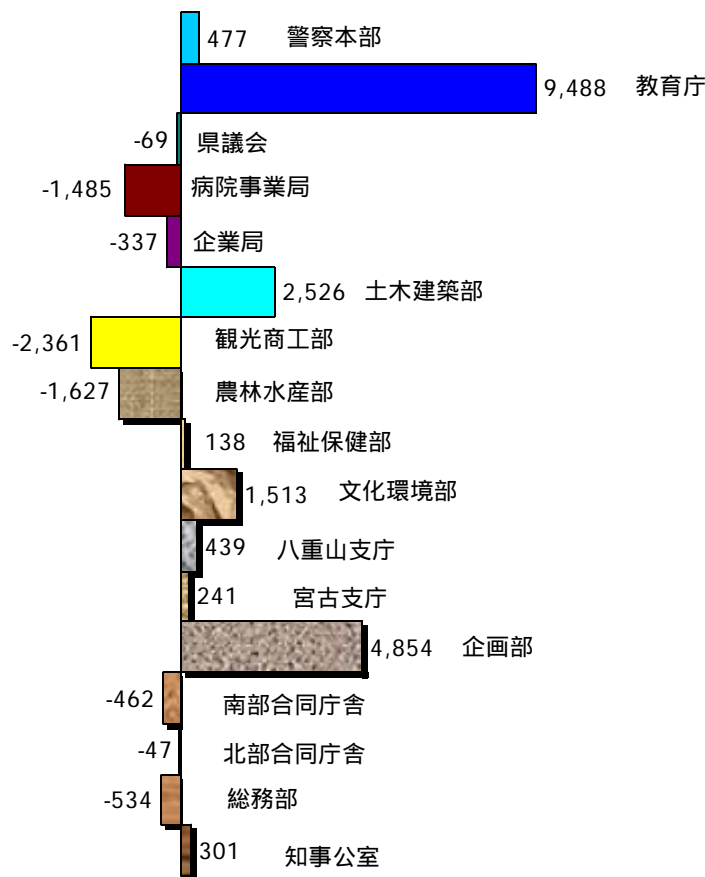
推移を見てみると (表 1-2-1)、平成 17 年度は平成 12 年度比で 13,055 千 kWh 増 (8.5 % 増) となっている。

表 1-2-1 電気使用量の推移

単位：千kWh

	H 12	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H12比増減
電気	153,344	164,975	160,883	166,833	164,984	166,399	+13,055

図 1-2-2 電気使用量の部局別増減 単位：千kWh



増減量を部局別に見てみると (図 1-2-2)、13,055 千 kWh のうち、教育庁で 9,488 千 kWh と大きく増加している。これは、県立学校への冷房の新設によるところが大きく、今後も引き続き冷房の新設が予定されていることから、さらなる増加が見込まれている。

企画部の増加は組織改編により公設試験研究機関が企画部に移管されたためである。その他、知事部局の増減は主に組織改編による。

(3) 庁舎燃料 (4,907 t-CO₂ 増)

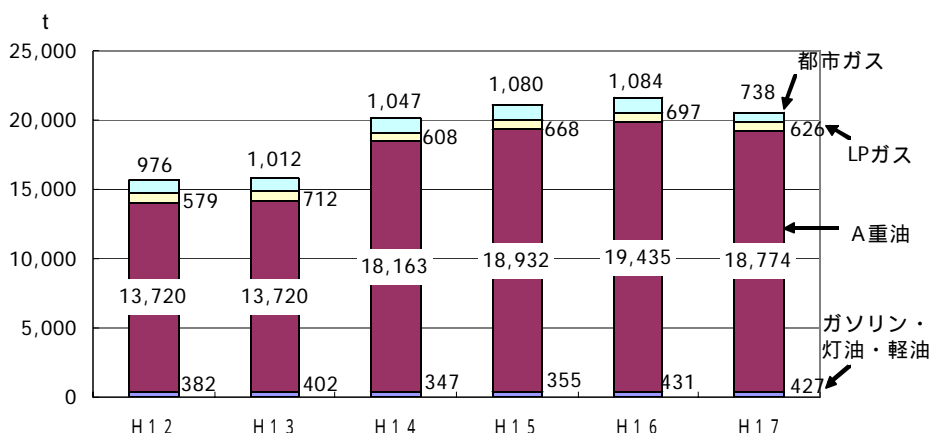
庁舎燃料は、庁舎管理のために使用するガソリン、灯油、軽油、A 重油、LP ガス、都市ガスに分類される。

推移を見てみると(図 1-3)、A 重油による排出量が 5,054 t-CO₂ の増となっており、増加要因は、ほとんど A 重油使用量の増によるものである。

A 重油使用量は全体で 1,824 KL 増となっているが、病院事業局だけで 1,851 KL 増加しており、病院事業局を除くと 27 KL 減となっている。増加原因は県立病院における自家発電の使用が増えたことによるものである。

なお、都市ガスで平成 17 年度に大きく数値が下がっているのは、平成 17 年度に各需用者ごとに順次ガスの種類が変更され熱量が変わったことにより使用量が減少したためであり、これについては、平成 18 年以降は CO₂ 排出原単位が変更され、数値の上昇が見込まれる。

図 1-3 庁舎燃料による温室効果ガス排出量



A 重油は平成 12 年度は数値を把握していないため、平成 13 年度数値を代用した。

(4) 公用車等燃料 (3,473 t-CO₂ 減)

公用車等燃料は、公用車燃料用ガソリン、公用車燃料用軽油、船舶燃料用軽油、船舶燃料用 A 重油に分類される。

推移を見てみると(図 1-4-1)、船舶燃料用の軽油が増加し、公用車燃料用のガソリンと軽油、船舶用 A 重油では減少し、全体としても減少している。

ただし、平成 12 年度はサミット開催に伴い公用車の使用が突出して多かったと思われる。平成 13 年度以降と比較してみると公用車燃料用のガソリンが増加傾向となっている。

13 年度以降 17 年度までの公用車燃料用ガソリンの増加量を部局別で見ると(図 1-4-2)、全体で 297 KL 増となっているが、警察本部で 397 KL の増となっている。警察本部を除くと 100 KL の減である。

警察本部の燃料使用量については、昨今の社会情勢を背景に、パトロールが増加しており、社会の安全・安心という観点からは必要やむを得ない増加といえる。

図 1-4-1 公用車等燃料による温室効果ガス排出量

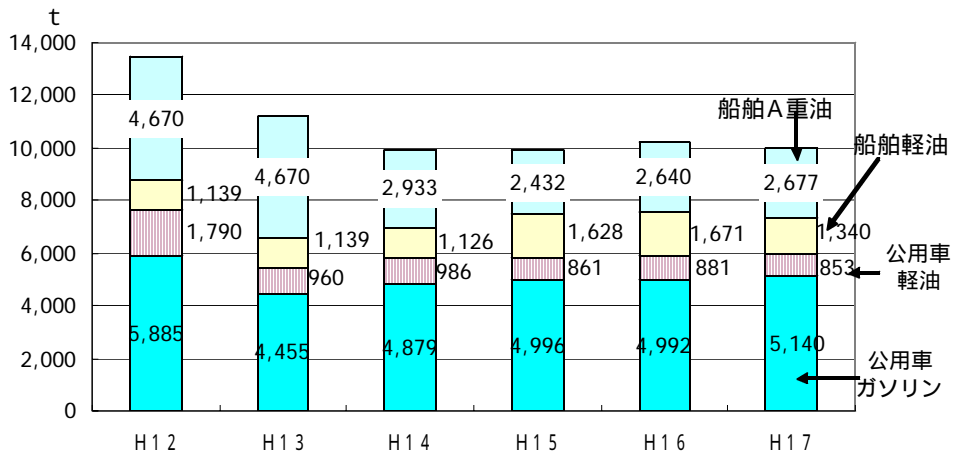
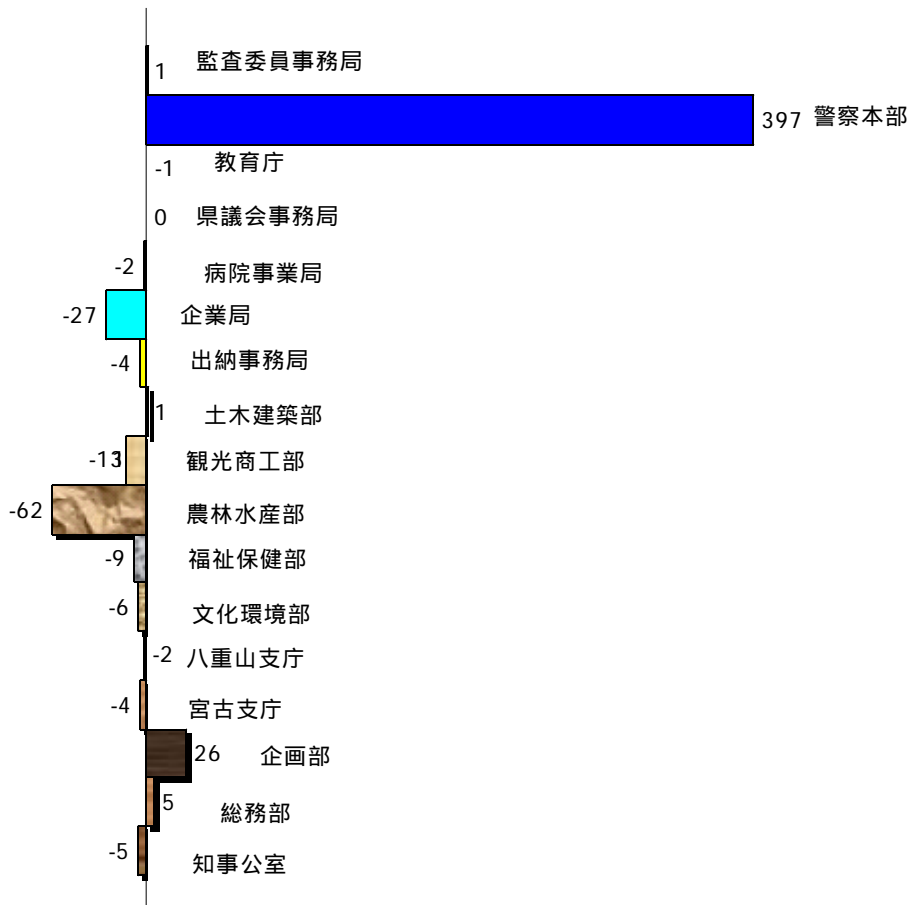


図 1-4-2 公用車ガソリンの部局別増減量

単位：KL



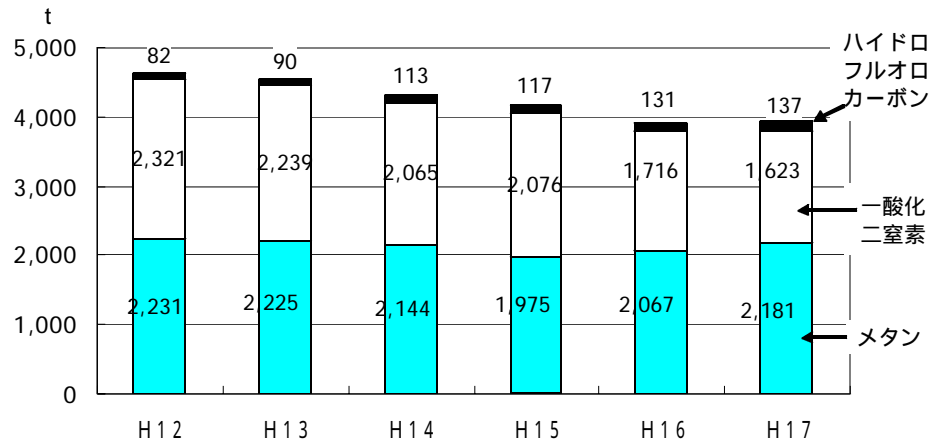
(5) その他ガス ～ CH₄(メタン)、N₂O(一酸化二窒素)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)～
(694 t-CO₂ 減)

その他の温室効果ガスは、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンに分類される。推移を見てみると(図 1-5)、ハイドロフルオロカーボンが若干増加し、一酸化二窒素、メタ

ンが減少している。

これらのガスは下水、家畜、肥料、笑気ガス、カーエアコン等から発生するものであるが、もともとの量が少なく、さらに減少傾向にあるため、県の温室効果ガス排出量に与える影響は小さい。

図 1-5 その他のガスによる温室効果ガス排出量

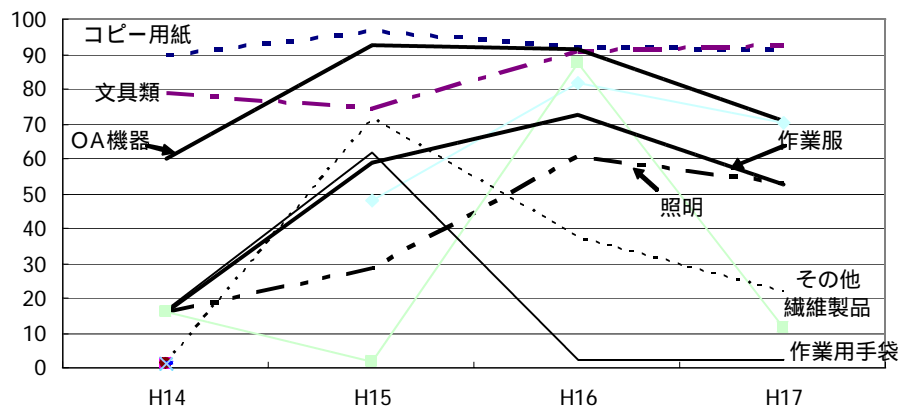


2 グリーン購入について

環境物品の購入率については、品目の変更等によりデータに制約があるため、平成 14 年度以降の推移を比較した（図 2-1）。

平成 17 年度に数値が下がっているのは、出先機関においてグリーン購入調達方針に基づく物品の購入が徹底されていないことによるものである。

図 2-1 環境物品購入率の推移（主要品目）



3 省資源について

上水使用量は、年度間でのばらつきはあるものの、平成 15 年度以降は減少傾向にある(図 3-1)。紙類の使用量は、平成 12 年度は沖縄サミットの影響で数値が大きくなったものと思われ、平成 13 年度以降はほぼ横ばい(やや減少傾向)となっている(図 3-2)。

図 3-1 上水使用量の推移

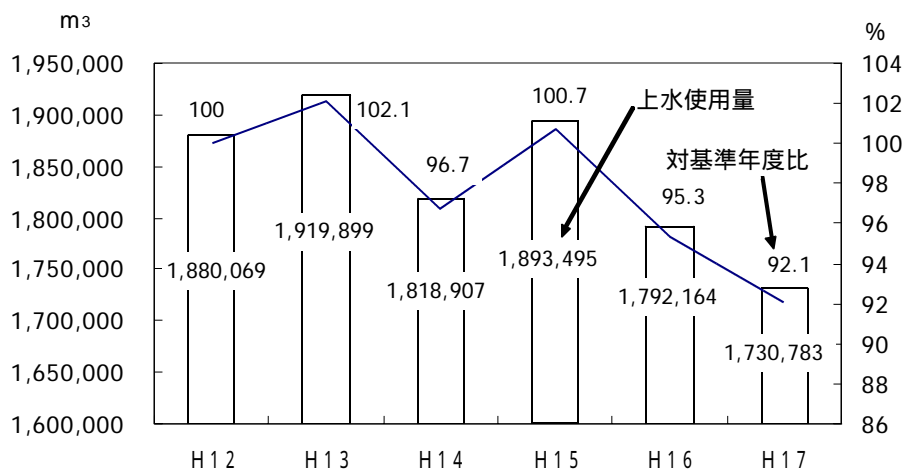
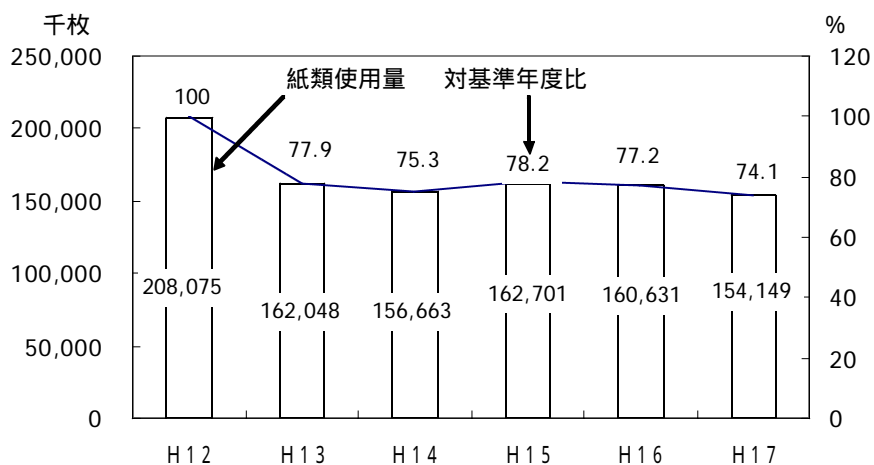


図 3-2 紙類使用量の推移



4 廃棄物の減量化、リサイクルについて

廃棄物排出量は、年度間のばらつきが大きくなっている。これは粗大ごみの一括処分等が影響しているものと思われ、中長期的に見ると減少傾向にあると思われる(図 4-1)。

リサイクル率は、平成 14 年度以降は第 2 期計画目標値である「25 %以上」を上回り上昇傾向にある(図 4-2)。

図 4-1 廃棄物排出量の推移

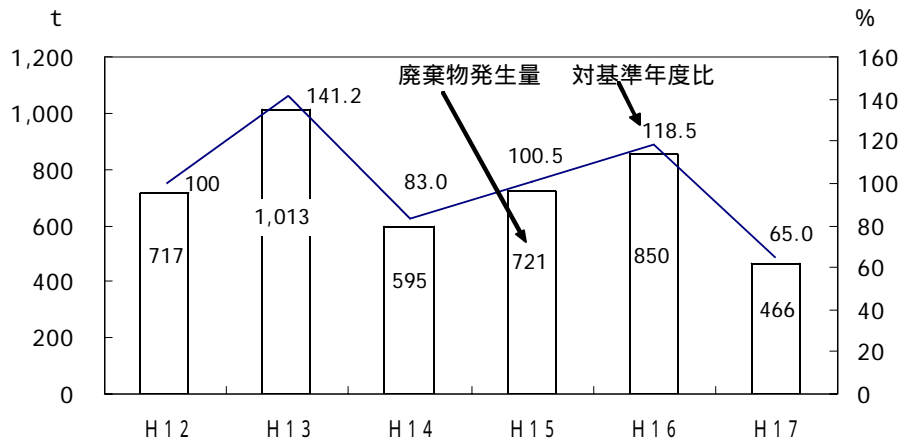
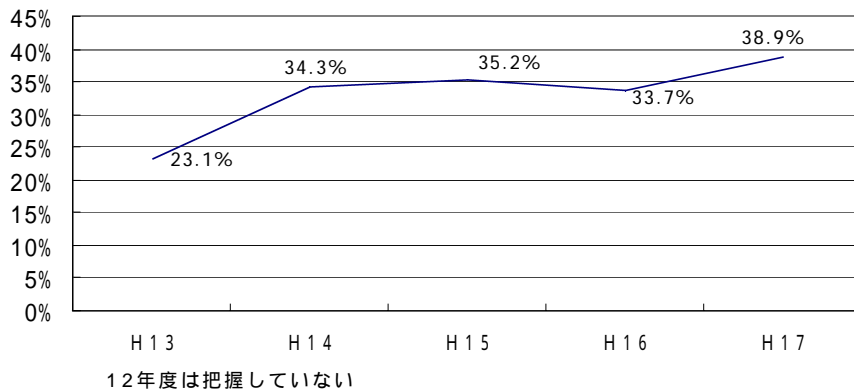


図 4-2 リサイクル率の推移



5 今後の課題等（第3期計画の策定に向けて）

(1) 電気使用量について

電気の使用量については、増加量の約7割を教育庁が占めている（平成17年度値）。これは県立学校への冷房の新設によるところが大きい。

今後とも冷房の新設は継続されるが、学習環境の向上という施策目標の達成のためにやむを得ない部分であり、新設した冷房に使用される電気の量のみ分離するということが不可能であることから、環境保全のための率先実行という施策目標の達成度が、数値上、非常に表れにくい現状となっている。

したがって、教育庁の電気使用量については、全体の目標数値をあてはめるのは適当でないと思われる。

(2) 公用車燃料使用量（ガソリン）について

公用車のガソリンについては、警察本部のガソリン使用量の増加量が全体を増加方向に押し上げている。警察車両は、社会の安全・安心という観点からは今後ともパトロール量が増加していく可能性があり、他の部局と同様に率先して減らしていくということは難しいと思われる。

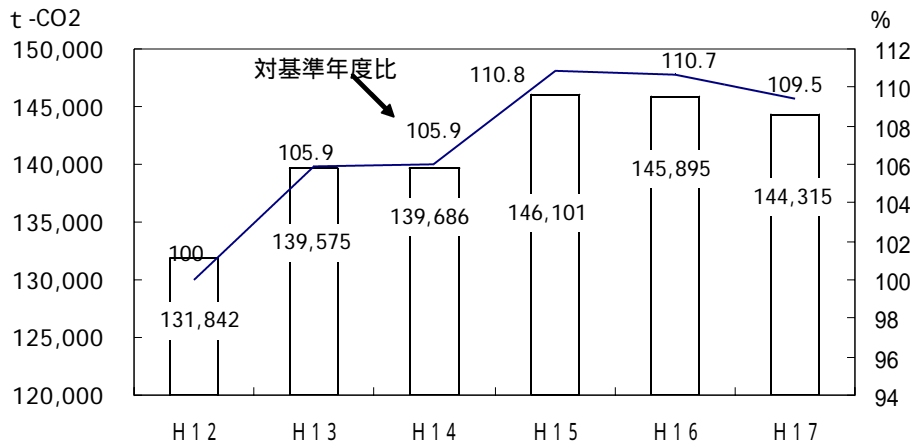
したがって、警察本部の燃料使用量については、全体の目標数値をあてはめるのは適当でないと思われる。

(3) 温室効果ガス排出量の修正

前述の問題点を考慮し、第 3 期計画の策定にあたっては、教育庁の電気使用量と警察車両の燃料使用量を除いて目標値を設定する必要があると思われる。

両者を除いた温室効果ガス排出量の推移は図 5-3 のとおりとなる。

図 5-3 温室効果ガス排出量の推移（CO₂換算）

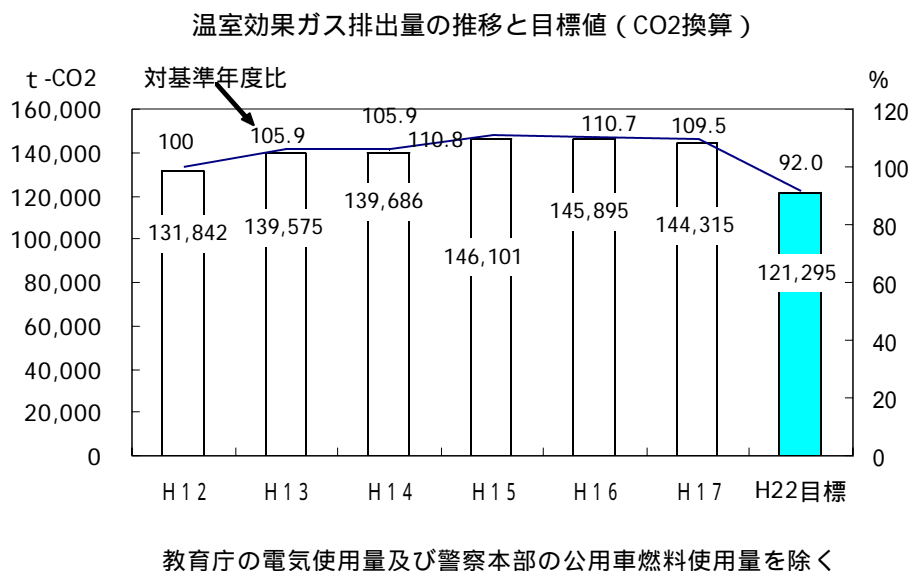


教育庁の電気使用量及び警察本部の公用車燃料使用量を除く。

資料編第 2 章

沖縄県環境保全率先実行計画（第 3 期）に掲げる「温室効果ガス排出量の削減目標」の達成シナリオ

1 温室効果ガス排出量の推移と目標値



2 現状（平成 17 年度）から見た目標達成の手段

現状から見た削減目標量・・・23,000 t -CO₂ 減

(1) 電気の CO₂ 排出原単位の変更に伴う排出量の減・・・12,000 t -CO₂ 減

・平成 17 年度 CO₂ 排出原単位 = 0.94

・平成 22 年度 CO₂ 排出原単位 = 0.84 程度（吉の浦火力発電所 1 号機の稼働による変更）

電気使用による温室効果ガス排出量を算定する係数が 10 ポイント減少すると見込まれるため、使用量にかわりがないと仮定しても算定上は約 12,000 t -CO₂ の減少となる。

単位： t -CO₂

	H17 実績値 電気の CO ₂ 排出原単位=0.94	電気の CO ₂ 排出原単位=0.84 とした場合の H17 の算定値
電気	113,449	101,380
庁舎燃料	20,564	20,564
公用車等燃料	6,479	6,479
その他ガス	3,823	3,823
計	144,315	132,246

(2) ESCO 事業、省エネ改修事業による排出量の減 10,000 t -CO₂ 減

ESCO 事業の実施による温室効果ガス排出量の減 9,000 t -CO₂ 減

・平成 18 年度に公募した本庁舎、北部病院、看護大学の 3 施設で、約 3,500 t -CO₂ 減が見込まれている。

・今後、上記 3 施設と同様に比較的規模の大きい県有施設 5 ~ 6 施設程度に ESCO 事業を導入することにより約 5,500 t -CO₂ 程度の削減を図る。

省エネ改修による温室効果ガス排出量の減 1,000 t -CO₂ 減

・平成 19 年度に、県有施設（約 180 施設）の省エネ改修プランを策定予定。

(3) 電気使用量の節減による排出量の減 1,000 t -CO₂ 減（使用量約 1 % 節減）

・エコオフィス活動の推進

(4) 公用車燃料使用量の節減による排出量の減 300 t -CO₂ 減（使用量約 5 % 節減）

・エコドライブ等の推進

・低公害車への移行